

箕面市立彩都の丘学園PTA細則

第1章 趣旨

第1条 この細則は、箕面市立彩都の丘学園PTA規約に基づいて必要な事項を定める。

第2章 会費の徴収方法

第1条 会費は、一家庭につき年間4,800円とする。教職員会員の会費は、年間1,500円とする。徴収は10ヶ月で均等割りし、銀行口座振替とし、教職員は現金にて徴収する。

第2条 転入・転出の場合は、月割り(毎月15日を基準に算出)で徴収または返付する。

第3条 規約第8条に定める臨時休校期間中は会費を徴収しないものとする。

第3章 1子1役(回)以上の原則

第1条 会員は、各児童・生徒が在学期間中に原則として1回以上の役員、常任委員または特別委員を務めるものとする。

第4章 総会における要件

第1条 総会の成立要件である出席会員数とは、保護者の家庭数と職員数の合計で、委任状を含むものとする。

第2条 議事の議決要件である出席会員とは、総会に出席する保護者の会員数と教職員会員数の合計とする。但し、委任状は含まないものとする。

第5章 細則の改正

第1条 この細則の運用に関する必要事項は、実行委員会で協議し決定するものとする。その内容については必要に応じて全会員に告知されなければならない。